



2019年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社ウチヤマホールディングス

代表者名 代表取締役社長 内山文治

(コード番号：6059、東証第一部)

問合せ先 専務取締役経営企画室長 山本武博

(TEL. 093-551-0002)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」2019年6月25日開催予定の第13回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社グループの業容拡大にともない、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものがあります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更に関する株主総会開催日

2019年6月25日（火曜日）

定款変更の効力発生日

2019年6月25日（火曜日）

以 上

変更部分を下線で示しております。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>1 (条文省略)</p> <p>(1)～(6) (条文省略)</p> <p>(7)．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく<u>障害福祉サービス事業</u> (新設) (新設)</p> <p>(8)．児童福祉法に基づく<u>障害児通所支援事業</u> (新設) (新設) (新設)</p> <p>(9)～(26) (条文省略)</p> <p>2～5 (条文省略)</p> <p>第3条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p>(7)．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業 <u>①指定特定相談支援事業の経営</u> <u>②障害福祉サービス事業の経営</u></p> <p>(8)．児童福祉法に基づく<u>サービス事業</u> <u>①障害児相談支援事業の経営</u> <u>②障害児通所支援事業の経営</u> <u>③障害福祉サービス事業の経営</u></p> <p>(9)～(26) (現行どおり)</p> <p>2～5 (現行どおり)</p> <p>第3条～第45条 (現行どおり)</p>